



Feature

特集

事例紹介

番号制度に向けた自治体の取組み

長崎市／個人番号カードの普及促進や通知カード返戻対策の検討

長崎市における 番号制度への対応について

長崎市市民局市民生活部市民課住民記録係長 内山 武司

まちの情報 ▶ 長崎市・面積／406.43km²・総人口／43.1万人・世帯数／19.2万世帯（平成27年5月現在）

1 はじめに

改正番号法案が平成27年5月21日、衆議院内閣委員会で可決されました。本稿執筆時のニュース等では、改正案は6月中に成立する見通しと伝えられています。当初の予定からかなり後ろ倒しとなっていた政省令や事務処理要領が発出され、新たな事務に対応するための人的体制や予算措置などの準備を進めることとなります。本稿では、長崎市での個人番号カードの発行や多目的利用を担当している市民課が、現在の取組みや今後の対応について紹介します。

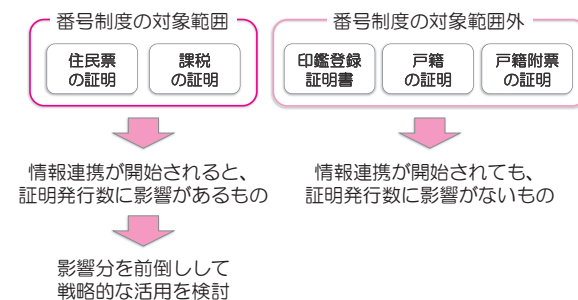
2 個人番号カードの交付想定数

長崎市では、個人番号カードの交付にあわせて平成28年1月から、コンビニでの証明交付を始める予定です。番号制度では、29年から国の行政機関や地方公共団体での情報連携が始まり、社会保障や税、災害対策などの申請手続きで住民票の写しなどの添付が不要になります。コンビニで交付できる証明について、番号制度の影響を考えてみます（図-1）。番号制度が始まり2年も経過すると、証明交付件数が減少すると見込んでいます。そこで、証明交付件数がすぐに減少するものとして、減少する見込みの

証明手数料を活用する取組みを考えています。

住基カードの交付においても普及のためにコンビニで交付する証明の手数料を減額する事例がありましたが、一度減額した後に手数料の引上げは難しいので、情報連携が始まる29年度末までの間だけ減額し、個人番号カードの早期取得へのインセンティブにしたいと考えています。ここで個人番号カードの普及が進まないと、その後に予定されている事務処理への影響も考えられますので、この期間のカード交付に従事する職員の増員などもあわせて行います。仮に、1日当たりに交付する個人番号カードを約300枚とすると、29年度末までに約170,000枚となります。この数は、20歳以上の長崎市民の約50%に交付することを意味します。4年や5年の長期間の想定は難しいので、まずは2年余りの期間に限定した取組みとして始め、その後の状況で追加策などを

図-1 番号制度での証明書発行数への影響





採りたいと考えています。

3 個人番号カードの普及計画

長崎市では、国民年金の手続きを行う方に対する積極的なカードの普及を考えています。これから年金の裁定手続きをされる方については、職員が市民の集まりへ出向いて説明する「出前講座」を活用します。講座には、国民年金の仕組みや各種手続きの説明などが既に準備されていますので、番号制度の内容や番号制度による変更点を追加します。この講座を、老人クラブ等をとおして60歳以上の市民向けに開催します。参加予定者には、送付されている通知カードと個人番号カード交付申請書、本人確認ができる書類をお持ちいただくよう連絡しておきます。講座の開催と参加の機会を、自治体職員が勤務先企業等へ出向いて個人番号カードの一括申請を受けつける手続きと同じように利用したいと考えています。

また、学生は20歳になるときに年金の手続きが発生し、学生納付特例の手続きのために来庁されています。このときに、学生特例の手続きだけでなく、個人番号カードの申請をあわせてしていただくための調整を大学等と行う予定です。

さらに、学生に限らず転入手続きのために来庁していただく若い方には、異動届の待ち時間に個人番号カードの案内を行い、申請されるよう誘導したいとも考えています。例えば、レンタルDVDショップの会員になるときに官公署が発行した顔写真付きの身分証明書を求められる場合があったり、アルバイト先から個人番号の提示を求められたり、アルバイト代の振込先となる預金口座開設を求められたりしたときなど、様々な場面で個人番号カードを所持していればスムーズに手続きができることを説明します。

このほかにも、市民税の申告会場で手続きの待ち時間の間に個人番号カードの説明をするなど、市民が集まる様々な場面で個人番号カードの申請案内を

行いたいと考えています。

4 個人番号カードの多目的利用

個人番号カードの多目的利用には、券面を利用するアナログ的な利用とICチップを利用するデジタル的な利用があり、いずれの利用方法も番号制度の開始時には必要だと認識しています。まずは、アナログ的な利用案から紹介します。長崎市には、60歳以上の方が老人福祉センターや老人憩の家などの施設を利用されるときに提示する老人福祉カードがあります。このカードには、かかりつけ医や緊急連絡先なども記載されています。

個人番号カードに老人福祉カードの機能を取り込むことで、施設では利用者の本人確認が容易になり、また利用者は老人福祉センターなどの施設を利用するほかに世界遺産候補のグラバー園など市内の観光施設に無料で入場できるメリットもあることから、WIN-WINなカードになると期待しています。どちらのカードの交付手数料も無料なので、個人番号カードの普及計画でも紹介した方策で、60歳以上の多くの市民に所有していただきたいと考えています。これらのカードを一体化するには、老人福祉カードに規定されている記載事項等の要件を個人番号カードが満たさなければなりません。個人番号カードの券面に、かかりつけ医など高齢者に関する情報を追加する余地はなさそうなので、両方のカードを一体利用できるケースを使用することで問題を解決したいと考えています（図-2）。ケースは、顔写真があるカードの表面が常に見えるように、個人番号がある裏面は隠し、ケースの内側に他のカードの記載事項等を管理できるような構造を想定しています。この方法なら、健康保険証の被保険者証など多くのカードとアナログ的な一体化を実現し、利用することができると思います。

デジタル的な利用については、窓口での申請手続き等から検討しています。自動交付機やコンビニで

は証明の取得が簡単なのに、窓口では手間がかかっているのはなぜかと考えると、証明を取得する意思確認と申請者の本人確認のために申請書の記入と身分証明書の提示が必要だからです。一部の自治体で申請書の記入等を簡略化するサービスを導入されていますが、どこでもだれもが手軽に利用できる共通のサービスではありませんでした。この問題を解決するために、個人番号カードの公的個人認証とコンビニ交付で構築される基盤を活用する仕組みを利用することで、窓口での申請書の記入と本人確認を簡略化することを期待しています（図-3）。長崎市では個人番号カードの交付開始直後からコンビニ交付を実施する予定なので、その仕組みを利用して窓口での申請手続きも見直したいと考えています。

一方、市町村が図書館や公共施設の利用などカードの独自利用を個別に積み上げていくよりも、複数の自治体の窓口で共通して利用できるサービス、本質をつくサービスに対応させることが、カードの付加価値を高めることになると思います。将来、市民が手続きのために官公署を訪れたときの最初の行動が、個人番号カードでの本人確認と認証行為と決まっていれば、訪れる窓口が変わっても違和感なく手続きに入ることができるようになると思います。

5 通知カードの円滑な受取に向けて

マイナンバーのコンサル業務を行う企業のツイー

図-2 個人番号カードケース

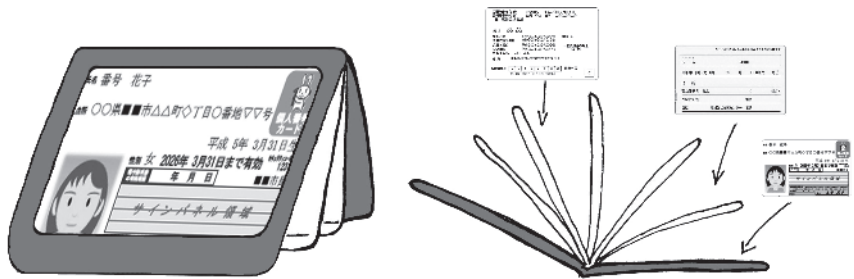
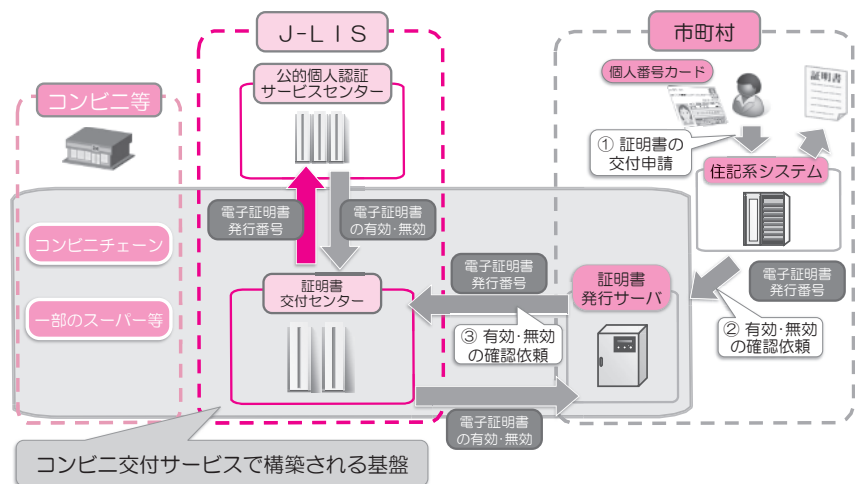


図-3 コンビニ交付サービスで構築される基盤（イメージ）



トから、通知カードの受取について、一部で誤解が広がったとされる情報があります（図-4）。かつて、住民票コードを通知した時に似たような事例がありました。住民票コードは、使い方がはっきりしなかったため、コード通知の受取を拒否される方への対応が取りにくかったようです。今回は、個人番号の利用方法が示されていることから、受け取った後に勤務先から個人番号の提示を求められるなどの正しい情報を伝え、受け取らなかった方には、市町村の窓口で本人確認をして引き渡す手続きの情報をお知らせすることで、スムーズな受取につなげたいと考えています。

また、商工関係の所属等をとおして企業等へ番号制度のお知らせをすることで、勤務先を挙げて通知カードの受取に結びつけば受取拒否への有効な対策

図-4 誤って伝えられた、通知カードの受取拒否に関する情報

内閣官房
Cabinet Secretariat

◎内閣官房トップページ

**私は受取拒否します！
知らない人に教えてあげてね！
マイナンバー 受取る・受け取らないは個々の自由です。**

社会保障・税番号制度

国民生活を支える社会的基盤として、
社会保障・税番号制度を導入します。

マイナンバー

いま日本政府が一番恐れているのが、マイナンバーの受け取り拒否です。
各家庭へ簡易書留で送られてくるので、
不在だったら不在票がポストに入れられます。
7日以内に郵便局へ取りに行くか再配達を指定しないと、政府へ返却されます。
国民の過半数が拒否したら、マイナンバー終わります。

参照元： <http://togetter.com/li/815795>

になり、さらに、個人番号カードの申請についての情報をあわせてお伝えすることで、個人番号カードの普及にもつながると考えています。

大学や専門学校など教育機関への案内は、情報が伝わりにくい留学生への対策と考慮、留学生担当の部署等へお知らせします。10月に入学する留学生の転入届を一括して行う大学への手続き案内とあわせて調整します。

さらに、外国籍市民へのお知らせも必要と考えています。長崎市には中華街があることから、華僑の団体への情報提供を準備しています。また、韓国系団体の在日本大韓国民団へも同様に行います。このほかに、外国籍の研修生を受け入れている企業の団体や、外国籍の労働者を多く雇用している企業への説明会も実施する予定です。留学生を含めた外国籍市民への取組みは、住民票の対象となったときと同様の対応ですが、学校や企業の方が仲立ちとなって外国籍市民へ説明して下さることから、窓口で手間がかかる外国語での対応を減少させるのに有効です。

通知カードの発送における不達対策も行っています。総務省に確認したところ、通知カードは、受取確認と居住確認を兼ねて「簡易書留＋転送不要」の組合せで送付するそうです。自治体の中で「転送不要」で送付している郵便物の返戻情報を利用すれば、

不達対策ができます。長崎市では、選挙入場券の返戻情報を利用して調査を進めています。入場券が返戻された方に転送不要でない普通郵便でお知らせを送付し、再び返戻された場合は「あて所に尋ねあたらぬ」方、返戻されなかった場合は転送設定をされている方として調査を進めています。

6 今後の展望

政府は、去る5月29日に番号制度の

利用拡大を目指す方針を発表しました。この中で、29年7月以降のできるだけ早い時期に個人番号カードに健康保険証の機能を持たせ、医療機関の窓口で個人番号カードを提示することで、医療保険資格の確認ができるようにすることが示されました。

健康保険証の取扱いについては、国が決めるものではなく、法令に規定された記載事項等の要件を満たし、各保険者が発行するものとされており、国は制度を整え、誘導する仕組みを用意するのみで、各保険者に意思決定をさせていくとっていました。昨年の「世界最先端IT国家創造宣言」で示されたときにはぼんやりとして不明瞭でしたが、ここにきて、従来の手続きとは比較にならない勢いで進んでいる印象を受けますので、とにかくスピード感を持って対応していかなければならないと思っています。個人番号カードが今後の社会基盤に位置づけられていることから、交付を担当する窓口ではしっかりと準備を進める必要があります。

番号法の施行日まで約3ヵ月、今後は10月に予定されている通知カードの不達返戻対策と新しい個人番号カードの申請交付方法への対応準備を進めていきます。他の市町村でも取り組みそうな情報は共有していきたいと考えていますので、みんなで解決しなければならぬ問題や耳寄りな情報をお持ちの方はお知らせください。